

特許庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

平成15年3月
経済産業省

【訓令の目的】

第1条 この訓令は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、特許庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

【事務の実施基準】

第2条 特許庁長官は、次の各号に掲げる基準に従い、経済産業省設置法（平成11年法律第99号）第25条に定める所掌事務を実施する。

- 一 知的財産に関する事務の実施に当たっては、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を推進することにより、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を機軸とする活力ある経済社会の実現に寄与すること。
- 二 発明に関する事務の実施に当たっては、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与すること。
- 三 実用新案に関する事務の実施に当たっては、物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もって産業の発達に寄与すること。
- 四 意匠に関する事務の実施に当たっては、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与すること。
- 五 商標に関する事務の実施に当たっては、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護すること。
- 六 弁理士に関する事務の実施に当たっては、弁理士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資すること。
- 七 その他、所掌事務を実施するに当たり、関係法令の定めるところにより、適正に事務を行うこと。

【準則】

第3条 特許庁は、前条の基準に従い、かつ、次の各号に掲げる準則に則り事

務を行うものとする。

- 一 産業財産権に関する出願書類の方式審査については、迅速・的確な事務を心がけること。
- 二 産業財産権の登録を正確に行うこと。
- 三 産業財産権に関する審査・審判については、公正・中立を旨とし、迅速・的確な事務を心がけること。また、手続、審査基準等の国際的な調和にも努めること。
- 四 技術革新の進展が著しい分野における研究開発の有用な成果を適切に保護するため、審査基準等の整備を図ること。
- 五 産業財産権侵害品が日本国内に流入するのを防止するために、税関等との連携を強化すること。
- 六 外国政府等と連携して必要な措置を講じることにより、我が国企業等の有する産業財産権の海外における適正な保護を図ること。
- 七 産業財産権に関して、国民の幅広い理解を得るため、正確な知識の普及及び啓発に努めること。
- 八 産業財産権に関する情報等の民間への積極的な提供に努めること。
- 九 利用者が産業財産権の出願等の手続を円滑に行うことができる環境を整備すること。
- 十 産業財産権に関する法令の解釈及び審査基準等について、利用者に分かりやすく、適切に周知すること。
- 十一 産業財産権に関する問い合わせ及び相談に対して、適切に対応すること。
- 十二 特許特別会計を適正に執行すること。